

ジェンダー平等実現 プラン素案

第3章

プランの内容

目標1 すべての人がジェンダー平等に取り組むまち(仮)

施策の方向(1)ジェンダー平等意識の向上

現状と課題

法規や制度の「平等」は進んでも、日常生活において、「性」による「差」や「偏り」を感じる場面は今もあります。その原因の一つに、社会的に形成された固定的な性別役割分担意識やジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が挙げられます。これらは、一人ひとりが多様な生き方を選択でき、その人らしく個性と能力を十分に発揮することを妨げる要因にもなりますが、多くの人が思い込みに気づく・気づかないにかかわらず、程度の差こそあれこうした意識の影響を受けています。

住民意識調査では、8割以上の区民が、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が自分や他人の行動に影響を与えたと感じたことがあると回答しています。影響を与えた環境・場面では、「職場(採用・人事・業務分担等)」が 71.6%、「家庭(家事・育児・介護等)」が 63.9%、「自分や他人の行動や考え方に対する判断」が 58.2%で、「メディアや広告の表現」も 50.0%と高くなっています。

内閣府は令和3(2021)年度に全国の 20 代から 60 代の男女 10,330 人を対象に「性別による無意識の思い込みに関する調査研究」を行いました。区は令和4(2022)年、この調査内容をベースに区立中学校第 3 学年全生徒を対象に「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関するアンケート調査」を行いました。内閣府の調査結果と比較したところ、調査範囲が全国と区という違いはあるものの、性別役割意識についてほぼすべての項目で男女ともに 20 代から 60 代の数値を大きく下回っており、中学生と大人世代との間で性別役割意識の感じ方に差があるという結果を得ました。また、東京都は令和5(2023)年「令和5年度性別による「無意識の思い込み」に関する実態調査」を行い、その結果「小学生に比べ高校生、高校生の中でも上の学年の生徒に、進路・職業に対する「性別による思い込み」のある人が多い。」としています。

こうしたことから、ジェンダー平等の実現のためには、あらゆる環境・場面でジェンダー平等の意識形成を図るべく、区民、教育関係者、事業者への普及啓発を推進し、一人ひとりが行動を変えるきっかけづくりを支援することが重要です。固定的性別役割分担意識は、家庭や社会との関わりの中で、成長の過程で強まることが想定されることから、可能な限り早期から啓発に取り組むことが重要であるとともに、メディア等の影響について十分に理解し、適切に情報を取捨選択し活用できる力(メディア・リテラシー)の向上を図ることも必要です。

施策 ① ジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)対策

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の気づきや理解、固定的性別役割分担意識の解消に向け、多様な手法により区民、教育関係者、事業者、団体、庁内等に対する意識啓発や情報発信、研修を行います。

番号	主な取組/ 事業	内 容	所管課	重点事業
1				★
2				

施策 ② 幼少期からの啓発の充実

幼少期から高齢期まで誰もがジェンダー平等や人権について適切な知識や情報を得られるよう普及・啓発を行います。特に、まだ偏見や思い込みにとらわれる前の、幼少期の意識啓発に重点を置くとともに、保護者向け講座や職業として子どもに接する教員、保育士等に対する研修を行います。

施策 ③ メディア・デジタルリテラシーの向上

インターネット、SNS 等の情報を読み解き、適切に発信する能力や、メディアの表現や生成 AI 活用に潜む固定的性別役割分担意識等の助長のリスクに気づき、情報を正しく取捨選択する能力の向上のため、講座等の学習機会を充実させます。

施策の方向(2)ジェンダー平等視点による取組の推進

現状と課題

ジェンダー平等を実現する手法に、あらゆる施策や事業において、「男女で異なる課題やニーズを可視化し、対応策を立案・実行していくこと(ジェンダー主流化)」があります。平成7(1995)年、北京会議で採択された「北京宣言」に明記された「ジェンダー主流化」の概念は、国においては、第6次男女共同参画基本計画の基本的な視点と取り組むべき事項に「ジェンダー主流化を推進し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めていく必要がある。」と記載され、国土交通省も、国土交通分野でのジェンダー主流化の取組の強化、推進に取り組んでいます。同じく、都道府県では埼玉県が、「ジェンダー主流化」による事業点検を行うなど力を入れています。

区も、平成 26(2014)年、将来的に20代、30 代女性の著しい転出超過が予想されるとして、特別区で唯一、「消滅可能性都市」の指摘を受けたことから、対策の一つとして、「女性にやさしいまちづくり」に取り組むなど、ジェンダー平等視点でのまちづくりを進めてきました。令和7(2025)年3月に策定した「豊島区基本構想・基本計画」では、区のあらゆる施策において、ジェンダー平等の視点を意識した取組(ジェンダー主流化)を推進することとなりました。

ジェンダー主流化には立案・実行を行う一人ひとりの職員がジェンダー平等を意識し、主体的に関わっていくことが重要です。

日頃、ジェンダーとの関わりが見えにくい分野でも、男女別統計や男女で異なるニーズなどの基礎資料を収集・分析することで、新たな課題や解決策が明確になる場合があります。

「ジェンダー主流化」を行政経営の手法として定着させ、施策や事業に潜在する男女への実施効果の差異を可視化し、不断に改善、差異の解消を図ることは、すべての区民の福祉の増進とサービスの向上につながります。

施策 ④ 女性視点の災害対策

大規模災害時の男女のニーズの違いや受ける影響の違いに着目し、女性が必要とする防災備蓄の充実や女性をはじめ誰もが安心して避難できる救援センター運営を行うとともに、災害対策決定過程への女性の参画を確保し、「主体的な担い手」となる女性防災リーダーの育成に取り組みます。

施策 ⑤ ジェンダー配慮の公共施設・交通環境整備

まちづくり分野において、男女で異なる課題やニーズを把握し、誰もが安心、満足して利用できる公共施設を整備し、利便性を向上させます。また、地域公共交通に女性や子育て世代のニーズを反映できるよう取り組みます。

施策 ⑥ 職員の意識形成及びデータ収集の促進

公共政策を企画・立案する職員がジェンダー主流化を理解し、区のすべての施策にジェンダー平等視点を反映できるよう、研修を充実させるとともに、男女で異なる課題やニーズを把握分析する基礎資料となる男女別データ(ジェンダー統計)の収集を促進します。

施策 ⑦ 男女平等推進センター機能の充実

ジェンダー平等推進の拠点施設として、情報収集や発信、調査、研究などの機能を強化し、区職員に対して情報提供や研修の実施、意識啓発を行うとともに、区民や教育関係者、事業者、団体等と連携・協働して豊島区のジェンダー平等を推進するよう、取組を進めます。

目標2 あらゆる分野で女性が力を発揮できるまち(仮)

施策の方向(3)すべての女性のエンパワーメントの推進

現状と課題

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で、「ジェンダー平等を推進し、すべての女性や少女のエンパワーメントを推進する」ことを SDGsゴール5に掲げているように、ジェンダー平等の実現と、女性があらゆる段階の政治、経済、社会、その他の分野における意思決定の場に参画し、自律的な力を発揮すること(=エンパワーメント)は密接に結びついています。

すべての女性が自分自身で生活や環境をコントロールできる力をもち、その人が本来持つ力を発揮できるよう支援し、環境を整えるよう取組を進めていくことが求められます。

本来持つ力を発揮するには、その人自身が自らの能力や長所に気づき、自信を持つことが必要ですが、令和5(2023)年のこども家庭庁の調査では、日本の若者の自己肯定感は諸外国と比べて低く、また、男性より女性の方が低いという結果がでています。18歳以上を対象とした住民意識調査では、自己肯定感に関する質問である「今の自分が好きだ」、「自分自身に満足している」「自分には長所があると感じている」に「そう思う」と回答をした区民はそれぞれ、10.3%、15.0%、9.7%で、いずれも男性より女性が低くなっています。**男性も含めすべての人の自己肯定感を高めることが重要です。**

一方、能力や意欲、適性がありながら、ジェンダーバイアスやロールモデルがないなどの要因によりその強みを十分に活かせないこともあります。多様性の観点からも女性が様々な分野に挑戦していくことが望ましいですが、**テクノロジー関連、理工分野など、男性的イメージが強い分野では、女性が十分な能力を持ち、関心を示したとしても進路、職業としての選択に結びつけにくく、未だ性別による偏りが見られます。**少子高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻な状況もあり、**能力や意欲のある女性がこうした分野にも進出し、活躍することが期待されています。**

また、健康であることが、あらゆる分野で女性が活躍するベースとなります。女性が職業生活において相応の責任と役割を担う中で、女性特有の健康課題にも注目が集まっています。男性特有の病気である前立腺肥大や前立腺がんが 50 代後半以降で多くなるのに対し、女性特有の病気である月経障害や女性不妊症、乳がんやいわゆる更年期障害は 20 代から 50 代で多くなっています。出産・子育て・介護などのライフイベントを経験する時期であり、責任も重くキャリアの中心となる年代です。症状を軽減するための適切な治療に結びつかず、結果として職業生活の継続が困難となる事例もあります。**女性が望まない形でキャリアを中断することのないよう、事業者や医療機関等と連携した女性特有の健康課題への理解や支援に取り組むことが望まれます。**

施策 ⑧ 自己肯定感を高める取組の推進

自己肯定感を高める重要な時期である幼少期から思春期にかけて、保護者や保育者、教員が子どもと適切に関わり合えるよう情報提供、啓発・研修や育児支援を行います。地域において安心して過ごせる居場所を、世代を問わず必要とするすべての層に提供し、コミュニティ活動への参加を促します。自身の価値を認識し自己肯定感につなげるための啓発講座やスキルアップ講座を開催します。

施策 ⑨ 理工系・デジタル分野の女性人材育成

理工系・デジタル分野で活躍する女性のロールモデル紹介や理工チャレンジプログラムなどへの参加を促すとともに、理工系・デジタル分野への進路・職業選択に際し、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による影響を軽減するため、本人のみならず、保護者や教員等の理解促進に取り組めます。

施策 ⑩ 女性の心身の健康課題への取組

セルフチェック方法の紹介や、乳がん・子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診、妊産婦歯科健診などの受診率向上により疾病の早期発見・予防に取り組み、あわせて健康教室や健康相談等を実施して、区民の健康づくりや適切な治療につなげるほか、事業者の理解促進のため事業者向け女性の健康セミナーの実施など周知啓発を行います。

施策の方向(4)働く場・家庭生活・地域におけるジェンダー平等の推進

現状と課題

性別を問わず、職業生活においてその個性や能力を十分に発揮して活躍すること、同時に家庭や地域において責任を果たし貢献することは、人生を豊かで充実したものとするのに大きな意義を持ちます。女性の経済的自立や、男性の家庭・地域参画の促進はジェンダー平等の実現に欠かせない要素です。

令和2年の国勢調査による豊島区における女性の年齢階層別の労働力率は平成 27 年に比べてどの年齢階層でも上昇しており、25 歳から 54 歳では 80%を超えています。女性被雇用者のうち 61.1%が正規雇用労働者ですが、男性被雇用者の 80.6%が正規雇用労働者であるのと比べると 20 ポイントほど低く、年齢階層別にみると25歳から29歳の 81.3%をピークとして年代が上がると低下し、非正規雇用が増える状況となっています。非正規雇用へのシフトは出産や介護等が契機となり、退職や働き方を変えた後、正規雇用としての就業が難しい状況が背景にあることがうかがえます。希望する形で再度の就業ができるよう支援が求められます。

住民意識調査では、家事や育児・介護、地域活動などは概ね「妻の担当」となっています。豊島区の女性正規雇用労働者率は全国に比べてどの年代でも高く、労働時間も長いと考えられるため、特に育児・介護などのライフイベントでの女性の負担が大きく、キャリアの中断につながりやすいと言えます。家事・育児・介護については、配偶者と半分ずつ分担したいと思う男性の割合も高い(内閣府男女共同参画社会に関する世論調査)中で、現実には男性の家庭・地域参画を阻む要因として、男女双方や周囲の根強い固定的役割分担意識の影響や長時間労働等が挙げられます。管理職など責任・負担がより重い年代が直面する傾向のある介護も切実な課題です。男女が共に働き続けることができ、ライフイベントに共に取り組めるよう意識改革や支援が必要です。

住民意識調査では、仕事と家庭について、68.6%の区民が理想は「両立」と回答していますが、現実には「仕事を優先」が 46.5%と最も高くなっています。区に今後、特に力を入れてほしいと思うジェンダー平等推進の取組では「性別に関わらずすべての人に向けたワーク・ライフ・バランスの推進」が 28.0%と最も高くなっています。近年の法改正等により、育児・介護と仕事の両立支援に関する制度は年々充実しており、その着実な活用を図るため浸透させていくことが求められます。若年労働力不足の深刻化による人材確保は切実な問題で、コロナ禍を契機に多様で柔軟な働き方に理解を示す企業も増えています。今後も区民・事業者・行政が一体となって、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要です。

施策 ⑪ ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍について積極的な取組を行っている区内事業者を認定し、その取組を周知します。また、区民・事業者に対してワーク・ライフ・バランス関連の情報提供や普及啓発を行います。

施策 ⑫ 女性の再就職・リスクリング支援

育児・介護等様々な事情で離職した女性の再就職をサポートするために、関係機関と連携し、スキルアップ等の講座を開催するとともに、就職活動のための情報提供や就労相談を実施します。

施策 ⑬ ライフイベントに応じた両立支援

男女が共に仕事と家庭双方において役割を果たせるよう、区民や事業者への法制度の周知や意識啓発を進めるのと同時に、育児・介護等のライフイベントと仕事が両立できる環境を整えるため、子育て支援や介護サービスを充実させます。

施策の方向(5)女性リーダー活躍に向けた取組の推進

現状と課題

ジェンダー平等の実現のためには、あらゆる分野の方針決定過程に男女が共に参画し、双方の意見が反映することが重要です。国の第6次男女共同参画基本計画では、第5次計画に引き続き、「2020年代の可能な限り早期に指導的な地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指す」とし、さらに「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」としています。

豊島区では、第5次行動計画で区の附属機関や政策決定に関わる会議体(以下「審議会等」という。)の女性委員比率を令和8(2026)年度に50%とする目標を掲げました。令和7(2025)年は特別区第3位で40.4%であり、目標には達していないものの一定の成果を得ています。区のあらゆる施策にジェンダー平等の視点を反映させるため、今後も、審議会等に女性を積極的に登用し、男女が共に意思決定過程に参画できるよう取組を継続する必要があります。

地域においても、男女が共に地域課題の解決や活動の活性化に取り組む必要があります。町会・自治会は地域団体として地域活動分野の中核を担う組織です。第5次行動計画では、町会の会長に占める女性の割合を20%とするのが目標でしたが、5年間で増加はしたものの、令和8(2026)年時点で、11.7%にとどまっています。地域活動における意思決定の場への女性の参画促進が求められます。

都内従業員規模30人以上の企業では、女性管理職(部課長)の割合は増加傾向にあるものの、令和7(2025)年度時点で15.7%です。区の女性管理職の割合も、令和8(2026)年、24.8%で、第5次行動計画の目標である30%到達は難しい状況です。男女問わず管理職となるのを望まない風潮もあり、背景には責任が伴うことへの負担感、仕事量増大による長時間労働忌避、プライベート志向などが挙げられます。職場における女性管理職の増加も引き続き取り組むべき課題です。

施策 ⑬ 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

審議会等委員への女性の登用や地域における女性リーダーの育成を進めます。

施策 ⑭ 管理監督者への女性の積極的な登用

女性職員が管理監督者や様々な職務にチャレンジしてキャリアアップにつなげる機会の拡大を図ります。

目標3 すべての人がその人らしく尊重され、安心して暮らせるまち(仮)

施策の方向(6)ジェンダーに基づく DV・性暴力・ハラスメントの防止と被害者支援

現状と課題

一人ひとりが平等にその人権と意思を尊重され、安全かつ安心して暮らせることがジェンダー平等の実現に不可欠です。DV や虐待、性暴力、ハラスメントといった様々な暴力は、長期にわたって被害者の心身や生活に深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害であり、ジェンダー平等の実現を阻むものです。暴力を防ぐための環境整備と被害者支援を両輪として、こうしたジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶する取組を進めることが急務です。

住民意識調査によると、男性 20.7%、女性 22.9 %の区民が精神的、身体的、経済的、社会的、性的暴力など何らかの暴力を過去1年間に配偶者等から受けた経験があると回答しています。一方で、受けた経験のある男性の 56.8%、女性の 46.3%が「誰にも相談しなかった(できなかった)」と回答しています。

DV は家庭内で起きること、固定的な役割分担意識が根底にあるなど加害者・被害者双方に暴力を容認しやすい傾向があることなどから、潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートする場合があります。DV が犯罪ともなりうる許されない暴力行為であると正しく認識して、被害が深刻化・長期化する前に相談・支援機関等につなげることができるよう、予防も含めた早期対応の環境を整えることが重要です。家庭に子どもがいる場合、その面前での暴力は児童虐待にあたり、特に人格形成期においては、こうした虐待経験は将来にわたり極めて大きな影響を与えます。被害者だけでなく子どもや加害者への働きかけも課題です。DV は異性間に限らず、同性間のパートナーシップでも起こりうる問題であり、すべての人が安心して暮らせるよう被害者支援の充実を図る必要があります。

性暴力、ハラスメントもまた重大な人権侵害です。性暴力は被害者の心身に長期にわたり甚大な悪影響を及ぼすのみならず、第三者の言動により新たな被害(二次被害)を受ける場合もあり、極めて深刻です。近年では、SNS や技術の進展により、性暴力のかたちが大きく変化し、特に若年層が被害に遭いやすい状況になっています。関係機関や民間団体等と連携しながら、被害の防止や情報発信などの取組を進めていくことが求められます。

住民意識調査では、31.0%の区民が過去5年間に、パワーハラスメントやカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントやマタニティ・パタニティハラスメントなど何らかのハラスメントを受けた経験があると回答しています。こうしたハラスメントは職場を中心に起きていることから、事業者と連携したハラスメント防止対策や支援の取組が求められます。

施策 ⑯ 被害防止・解決のための仕組みづくり

ジェンダーに基づくあらゆる暴力による被害を未然に防ぐため、幼少期から幅広く周知啓発して、DV や虐待等への理解や認識の浸透を図ります。性的搾取である売買春の抑制や、人身取引防止のための普及啓発を通じて安全・安心なまちづくりを進めます。再発防止のため、加害者へのカウンセリングや更生プログラムを実施します。

施策 ⑰ 早期把握・早期相談体制の充実

様々な相談に潜む DV や虐待等の状況を的確に把握し、早期に専門相談窓口につなげ、支援を始められるよう、配偶者暴力相談支援センターと市内の各相談窓口が連携して相談体制の充実を図ります。また、担当職員の研修を充実させ、相談支援スキルの向上を目指します。

施策 ⑱ 被害者支援の充実

暴力の特性に応じ、被害者の保護から自立まで、関係機関や民間団体等と連携を強化しつつ、被害者に寄り添いその安全と心身の健康に十分に配慮したうえで、就労、住まいなど生活全般にわたって切れ目なく必要な支援を進めていきます。また、性犯罪を含む犯罪被害者とその家族への支援を行います。

施策 ⑲ 様々なハラスメント対策

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、SOGI ハラスメント、パワーハラスメントなど、すべてのハラスメントは人権尊重の観点から許されない行為であるため、関係機関とも連携しながら、区民や事業者に向けて様々なハラスメントに対する理解を深め、適切な対応のための研修や講座を実施します。

施策の方向(7)性と生に関する健康支援

現状と課題

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、性と生殖に関して相手を尊重し、自身の健康をその意思により管理できることは、ジェンダー平等において不可欠であり、誰もが生涯を通して身体的・精神的・社会的に良好な健康状態を保つために主体的に行動し、必要な情報や知識を得て、適切な医療・ケアを受けられることが望まれます。

特に、女性は、月経(生理)、妊娠出産、閉経などの女性特有の要因による様々な健康課題があることから、性と生殖に関して自ら選択し決定する権利があるという「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(以下「SRHR」という。性と生殖に関する健康と権利)の視点が特に重要になっています。

住民意識調査では、SRHR について、25.3%の区民が「子どもの頃からの包括的性教育の充実」、22.1%の区民が「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発」を最も重要であると回答しています。SRHR はジェンダー平等の基礎でもあるため、その知識と意識を区民に浸透させるよう、幼少期からの理解促進や普及啓発の充実などの取組を進めていく必要があります。

更年期障害は男性にも見られますが、まだ認知度が低く、正確な状況把握や適切な医療に結びつきづらいという課題があります。性差による特性を考慮しながら、すべての人の生涯にわたる心身の健康づくりを支援していくことが求められます。

女性特有の健康課題への支援の観点から「生理の貧困」への注目が集まっています。生理用品は必需品ですが、経済的理由で入手困難だったり、生理に関する教育、衛生施設、廃棄方法に対して十分にアクセスできなかったりする状態を「生理の貧困」と呼んでいます。生理は概ね 10 代から 50 代の長期間にわたり女性の心身の健康や生活に大きな影響を与えます。「生理の貧困」の背景には、環境的理由、社会的偏見、虐待や育児放棄、生理への無理解や知識不足などの深刻な要因があり、これを個人の問題ではなく、社会全体の課題と認識し取り組んでいくことが重要です。

施策 ⑳ 性と生殖に関する健康と権利の啓発と支援

性別等にかかわらず誰もが妊娠や出産、更年期、性感染症や健康に関する正しい知識をもち、自身の健康を主体的に管理できるとともに、その意思と選択が十分に尊重されるよう、SRHR について発達段階に応じた「包括的性教育」を踏まえ、普及啓発を行います。

施策 ㉑ こころとからだの健康づくり支援

生涯にわたる健康づくりのため、各種健診(検診)事業を充実させ、性差やライフステージに応じた様々な健康課題や悩みに寄り添い、適切な保健医療サービスの情報提供や改善に向けたサポートを行います。

施策 ㉒ 生理の貧困の解消

家庭の状況や経済的理由で生理用品の入手が難しい女性に、公共施設や学校での生理用品の無償配布を行うとともに、その背景に応じて適切な支援につなげられるよう相談窓口を案内します。福祉、健康関係のイベントや区広報、ホームページなどで生理や生理の貧困に関して周知します。

施策の方向(8)多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

SOGI や年齢、国籍、障害、家族の状況など様々な属性を理由とした社会的困難を抱えている場合に、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、差別意識などが複合的に絡み合うとさらに厳しい状態におかれることがあります。多様性を尊重し、社会的困難な状況にある人々が安心して暮らせる環境を整えることは、すべての人がその人らしく尊重され安心して暮らせる社会の実現につながります。様々な属性の人々への理解を深め、支援を充実することが必要です。

困難な問題を抱えた女性への支援に関しては令和6(2024)年に困難女性支援法が施行され、区でも令和 7(2025)年3月、基本計画を策定して、7つの重点事業を含む28の主な取組/事業を実施するなど、着実に取組を進めています。主な取組/事業にはヤングケアラーや犯罪被害者、高齢者、障害者、外国人への支援などもあり、これらやひとり親など様々な生活上の困難を抱える人々への支援を、性別にかかわらず、すべての必要な人に対して進めていくことが求められます。

女性だけでなく、男性もまたジェンダーによる生きづらさを抱えています。「国際男性デー」は、男性・男児の心身の健康や幸福に目を向け、社会的・文化的につくられた男性のイメージや規範にとらわれず、自分らしく生きられるよう平成 11(1999)年にトリニダード・トバゴで始まったとされる記念日で、世界各国に広まっています。ジェンダーによる男性規範から相談や支援を求めづらい、社会的孤立につながりやすいなど、男性自殺率の高さもあいまって、重要な課題となっています。支援者も含めて、ジェンダー由来の生きづらさを認識できるよう意識啓発し、相談につなげるところから支援を始めることが望まれます。

住民意識調査では、性自認・性的指向について、6.6%の区民が「悩んだことがある」、7.1%の区民が「周囲に悩んでいる人がいる(いた)」と回答しています。令和 5(2023)年の理解増進法の成立、施行や、当事者、支援団体の活動、パートナーシップ制度の全国展開などもあり、多様な性自認・性的指向に関する社会的認知は広がってきました。一方で、誤解や偏見もあることから、引き続き正確な理解を促すための取組を当事者支援と並行して進めていく必要があります。

施策 ②③ ジェンダーによる男性の生きづらさへの支援

社会的・文化的に形成されたジェンダー規範の影響により、男性が抱える課題や生きづらさについて普及啓発し、理解を進めるとともに、安心して悩みを打ち明けられる男性専門相談を実施します。また、男性に多いひきこもりや社会的孤立、自殺対策に取り組めます。

施策 ②④ 多様な性自認・性的指向の人々への支援

多様な性自認・性的指向に関する相談事業やパートナーシップ・ファミリーシップ制度による当事者支援、多様な性自認・性的指向に関する正しい知識の普及と理解促進のための講座や研修を実施します。

施策 ②⑤ 外国籍区民への支援

文化、言語、価値観の違い、地域における孤立など、生活上の課題を抱える外国籍(ルーツが外国にある)区民が地域で安心して暮らせるよう、多言語による情報提供や居場所づくり、相談事業を実施します。

施策 ②⑥ 生活上の様々な困難を抱える人々への対応

ヤングケアラーや犯罪被害者、高齢者、障害者、ひとり親など様々な生活上の困難を抱える人々にその属性に応じた支援を行い、安心して暮らせる環境を整えます。

目標4 困っている女性をともに支えるまち(仮)

施策の方向(9)様々な困難を抱える女性への多様な支援の提供

現状と課題

女性の福祉の増進、人権の尊重や擁護、ジェンダー平等の観点から、日常生活や社会生活を営む上で、様々な困難や生きづらさを抱えた女性への支援が、本人の意思を尊重し、早期から切れ目なく提供されるよう、関係機関や民間団体と協働して推進し、自立につなげる必要があります。

住民意識調査では、困難や生きづらさを抱えた際に、公的な機関や民間団体に相談できることを知っていたと回答した女性区民は 29.7%にとどまります。加えて、実際に直近1年以内に、経済的困窮や住まい、性被害等の困難や生きづらさを抱えた女性区民が区の相談窓口を相談先とする割合はいずれの項目でも低くなっています。早期に支援を提供するには、相談窓口等を入り口として支援対象者を把握する必要がありますが、認知度の低さやハードルの高さが課題となっています。多様な手段を活用し、相談窓口を周知するとともに、より身近な場で安心して気軽に悩みを打ち明けられるような早期把握の仕組みづくりが求められます。

令和7(2025)年度の女性相談の相談内容は医療(健康)関係が21.8%と夫婦関係の27.8%に次いで2番目に多く、経済関係の10.5%、住宅関係(入居相談・立ち退き等)の10.2%と続きます。DV 被害者等は離婚や緊急一時保護などにより、それまでの生活状況が一変する場合もあり、心理的負担も大きいことから、自立に向けては、支援対象者やその同伴者の心身の健康、就労や住まいなど生活全般にわたる支援を行っていくことが必要です。

幼少期から若年層、中年・高齢期まで、すべての年代において、家庭や社会生活の中で多岐にわたる複雑な困難や生きづらさを抱えています。

民間団体からは、若年女性にとって、行政の窓口は敷居が高く、相談自体にハードルを感じているという意見があがっています。令和3年1月に「すずらんスマイルプロジェクト」を立ち上げ、支援の届きづらい若年女性の支援に取り組んできましたが、民間団体や関係機関、当事者世代等との連携をさらに強化していくことが重要です。

障害のある女性、外国人女性、多様な性自認・性的指向の女性も、女性であることと障害があること等の両面で、複雑化・複合化した困難や生きづらさを抱えており、これらの属性がない女性よりも更に困難な状況に陥りやすいにもかかわらず、女性施策からも障害者施策等からも見えづらく、適切な支援が行き届きにくい現状があります。当事者の状況を丁寧に把握し、一人ひとりに寄り添った支援が求められます。

困難女性支援のための制度は、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、多岐にわたっており、多様化・複雑化・複合化した問題の解決には、制度を所管する庁内関係部署はもとより、最初に相談を受けた窓口での対応の充実を図るとともに、女性相談支援員を中心として相互に連携し、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する体制を構築することが必要です。

これらの施策を着実に実施することは、女性に限らず、すべての人に対する支援の充実につながり、すべての人がその人権を尊重され、福祉が増進される、誰一人取り残さないまちの実現に寄与することになります。

施策 ⑳ 早期把握のための仕組みづくり

相談窓口や支援施策について、様々な媒体を活用して、当事者が相談しようと思えるような方法で幅広く周知するとともに、子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況に関わりなく、困難な状況にある誰もが相談できる体制整備や気軽に安心して立ち寄ることのできる居場所を提供し、早期把握・早期支援に努めます。

施策 ㉑ 健康・生活・就労・居住支援の充実

子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況を問わず、困難な問題を抱えるすべての女性が、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現できる社会を目指し、個々の課題に対して、多様な支援を切れ目なく包括的に提供します。

施策 ㉒ 若年女性支援の充実

若年女性は、支援が必要でも行政につながりにくく、積極的なアウトリーチ等の支援体制の構築が必要であり、庁内外・区内外の多様な支援主体と連携し、その知識・強み・資源を最大限活用して、適切かつ迅速な支援に取り組むための体制を整えます。

施策 ㉓ 複合的課題を抱える女性への支援

女性相談支援員を中心に、庁内各署の相談員や関係機関、民間団体等とも連携し、障害の有無、年齢やライフステージ、国籍、性自認や性的指向等、対象者の抱えている多様で複合的な問題やその背景、心身の状況等に合わせ、幅広い相談を受け止め、寄り添い、つながり続ける支援に取り組むための体制を整えます。

施策の方向(10)多様な主体による支援体制整備

現状と課題

女性が抱える困難や生きづらさは多岐にわたり、多様化・複雑化・複合化するため、支援にあたっては、複数の庁内関係部署が連携して取り組む必要があります。あわせて、困難女性支援法成立以前から、地域には困難女性支援に取り組む民間団体が存在しており、その独自の知見や経験、支援技術が、困難女性の早期把握から自立までの様々なステージで重要であることから、区はこうした民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援を進めることが求められます。

区において、支援のための最初の受け皿は関係分野の相談窓口となりますが、女性が困難な状況にある場合、問題の性質を見極め、整理して言語化すること、的確な相談窓口を探し出し、主体的に連絡をとることは大変な労力やエネルギーを必要とします。そうした状況で区に寄せられたSOSをとりこぼさず、丁寧にその意図を汲み取り、適切かつ迅速に支援をスタートするために、より支援対象者に寄り添った体制を築くことが求められます。

区やその近隣で、直接的・間接的に女性支援を行う団体は多種多様に存在していますが、区との連携・協働が進んでいる団体はその一部であるため、お互いの状況を理解し、尊重しあいながら支援のための協働体制を整備することが重要です。

困難女性支援法施行からまだ日が浅く、認知が広まっていない状況もうかがえます。住民意識調査では、女性区民の80.0%が困難女性支援法があることを「知らなかった」と回答し、87.2%の女性区民が豊島区困難女性支援基本計画の策定について「知らなかった」と回答しており、周知に力を入れる必要があります。

支援対象者本人が、区や関係機関、民間団体に相談できる、支援を求めることができるということ、更には自身が困難な状況に陥っていること自体を認識できていない場合があります。また、支援を必要とする女性に限らず、すべての人が困難を抱える女性への支援に関し、関心と理解を深められるよう意識啓発し、地域全体で困難女性を支えていくことが望まれます。

施策 ③① 庁内外支援体制の整備

庁内外・区内外の多様な支援主体が連携し、その知識・強み・資源を最大限活用して、多様化・複合化・複雑化する問題を抱える女性への適切かつ迅速な支援に取り組むための体制を整えます。

施策 ③② 民間団体や関係機関との協働の推進

地域で活動する民間団体の支援の状況や課題等に関する意見交換等を通じ、豊富な知見や経験を施策に生かすとともに、つなげ・つながり合うような橋渡しや、関係機関や民間団体と協働して、女性支援に係る各種事業を実施します。

施策 ③③ 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進

支援対象者がその困難な状況と問題に気づき、自身がかけがえのない存在であることや支援を受けられることを知ることができ、また、支援につなげられるよう図るとともに、すべての人が困難な問題を抱える女性とその支援について関心と理解を寄せ、誰もが支援者となって、地域全体で支える意識の醸成に資する普及啓発を進めます。